

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月26日
【会社名】	アナログ・デバイセズ・インク (Analog Devices, Inc.)
【代表者の役職氏名】	ステファニー・シデルコ シニア・ディレクター（ファイナンス）兼トレジャラー (Stephanie Sidelko, Senior Director, Finance and Treasurer)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国02062-9106 マサチューセッツ州ノーウッド ワン・テクノロジー・ウェイ (One Technology Way, Norwood, Massachusetts, 02062-9106 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 松 添 聖 史 弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03)6271-9900
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	アナログ・デバイセズ・インク 記名式額面普通株式(額面金額：0.16-2/3米ドル)の取得に係る新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)(注1) 1,483,616米ドル(152,708,636円)(見込額)(注2)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」とは、アナログ・デバイセズ・インクを指し、また「アナログ・デバイセズ」とは当社及びその全連結子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル=102.93円の換算率（平成26年3月12日現在の三菱UFJ銀行株式会社対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	28,680個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2014年3月12日（注）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	アメリカ合衆国02062-9106 マサチューセッツ州ノーウッド ワン・テクノロジー・ウェイ アナログ・デバイセズ・インク
割当日	2014年3月12日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	アメリカ合衆国02062-9106 マサチューセッツ州ノーウッド ワン・テクノロジー・ウェイ アナログ・デバイセズ・インク

(注) 本募集においては、当社からオプション対象者（下記に定義。）に対して一方的に本件新株予約権付与に関する通知がなされる他は、オプション対象者による特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間とは、オプション対象者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

(摘要)

- ① **採択・対象：** 本募集は、2013年12月12日付当社取締役会の決議により採択された、アナログ・デバイセズ・インク修正・改訂済2006年ストック・インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の本邦における子会社であるアナログ・デバイセズ株式会社従業員19名（以下「オプション対象者」という。）を対象に行われる。
- オプション対象者とは、本プランによりオプションを付与される資格を有する当社の従業員、役員、取締役、相談役、顧問をいう。改正1934年米国証券取引法規則3b-7に定義される当社の「執行役員」、又は証券取引法規則16a-1に定義される当社の「役員」は、本プランによりオプションを付与される資格はない。

- ② 目的： 当社に多大な貢献が期待される者に株主所有権を獲得する機会を提供し、かかる者の利益と当社株主の利益との一致を図ることで、当社がかかる者を誘引し、長く留め、その意欲を喚起することにより、当社株主の利益を促進することにある。文脈によって別の解釈が必要になる場合を除き、「当社」とは、1986年修正内国歳入法第424条(f)および同法により公布される規定（以下「内国歳入法」という）の定義に従い、Analog Devices, Inc.の現存する子会社または将来の子会社を含み、さらに当社取締役会（以下「取締役会」という）の決定に従い当社が過半数株式を有するその他のベンチャー企業（ジョイント・ベンチャーまたは有限責任会社などを含む）も含むものとする。
- ③ 運営及び管理： 本プランは取締役会が運営する。取締役会は、報奨を付与する権限を有し、ならびに本プランに関連する運営規則、ガイドライン、手順の採用、修正、廃止を適宜行う権限を有する。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社の額面価額0.16-2/3ドルの普通株式（注1）（注2）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、新株予約権の目的となる株式の総数は28,680株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき51.73米ドル（5,325円）（注2）（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,483,616米ドル（152,708,636円）（注2）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：51.73米ドル（5,325円）（注2）（注3） 資本組入額：0.16667米ドル（17.16円）
新株予約権の行使期間	自2014年3月12日至2024年3月11日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	行使請求受付場所及び払込取扱場所： アメリカ合衆国02062-9106 マサチューセッツ州ノーウッド、 ワン・テクノロジー・ウェイ アナログ・デバイセズ・インク
新株予約権の行使の条件	本プランの第5節及び本プランにより定められる管理者の決定する条件による。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランの第4節(b)及び本プランにより定められる管理者の決定する条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プランの第12節(a)及び本プランにより定められる管理者の決定する条件による。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プランの第11節(b)及び本プランにより定められる管理者の決定する条件による。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式のみを使用する予定である。

(注2) 当社の発行済普通株式が、株式分割、株式併合、株式配当、資本増強、株式合同、株式の種別変更、清算、スピンオフ、あるいは株式資本にその他同様の変更または事象があった場合、もしくは普通株式所有者に対して通常の現金配当以外での配当がなされた場合は、(i) 本プランによって利用できる証券の数と種別、(ii) 各既発行オプションの対象となる証券の数と種別および1株当たりの行使価額は、取締役会が決定する限りにおいて、当社がしかるべく調整することとする。

(注3) 2014年3月12日の米国ニューヨーク証券取引所における当社普通株式の公正市場価格（最終の売値）51.73米ドルに基づいた金額である。

その他の条件： 取締役会は、本プランを実施するにあたり便宜とみなされる方法で、また便宜がある限りにおいて、またかかる便宜の唯一にして最終的判断として、本プランまたは何らかのオプションに瑕疵があればこれを是正し、遺漏を補い、矛盾を調整することができる。取締役会による決定はすべて、取締役会のみ裁量でなされ、本プランまたは何らかのオプションに利害を有する、もしくは利害があると主張する者全員に対し拘束力をもつ最終的な決定である。取締役、または取締役会から権限を委任された代行者は、本プランに関連して、または本プランにより誠意をもってなされた措置または判断についていかなる責任も負わない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 新規発行による手取金の額 ^(注)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,483,616米ドル (152,708,636円)	50,000米ドル (5,146,500円)	1,433,616米ドル (147,562,136円)

(注) 上記は、オプション対象者に対して付与された新株予約権が全て行使された場合の最大見込額である。

(2) 手取金の使途

本新株予約権の行使により発行される株式の手取金は、当社の運転資金に充当される。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社のジェネラル・カウンセル補佐兼秘書役補佐であるケヴィン・P・ラヌエットにより以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、マサチューセッツ州法の下で適法に設立され、かつ正常な状態で有効に存続している。
- (2) 当社は本有価証券届出書に記載される修正・改訂済2006年ストック・インセンティブ・プランの諸条件にしたがって適法にストック・オプションを募集することができる。
- (3) 当社の知る限り、本有価証券届出書に含まれる米国及びマサチューセッツ州の法規則の記述は全ての点において正確である。
- (4) 当社による、又は当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。
- (5) 松添聖史及び渡邊大貴の各氏は、また各々個別に、当社の日本における代理人として当社により適法に指名されており、当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）に署名し、これを日本国関東財務局に提出し、その他日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき当社を代理する権限を有する。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4その他」、「2その他の記載事項」に、「アナログ・デバイス・インク修正・改訂済2006年ストック・インセンティブ・プラン」の訳文を掲げる。

アナログ・デバイス・インク

修正・改訂済2006年ストック・インセンティブ・プラン

1. 目的

マサチューセッツ州の企業Analog Devices, Inc.（以下「当社」という）の修正・改訂済2006年ストック・インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という）の目的は、当社に多大な貢献が期待される者に株主所有権を獲得する機会を提供し、かかる者の利益と当社株主の利益との一致を図ることで、当社がかかる者を誘引し、長く留め、その意欲を喚起することにより、当社株主の利益を促進することにある。文脈によって別の解釈が必要になる場合を除き、「当社」とは、1986年修正内国歳入法第424条(f)及び同法により公布される規定（以下「内国歳入法」という）の定義に従い、Analog Devices, Inc.の現存する子会社又は将来の子会社を含み、さらに当社取締役会（以下「取締役会」という）の決定に従い当社が過半数株式を有するその他のベンチャー企業（ジョイント・ベンチャー又は有限責任会社などを含む）も含むものとする。

2. 適格性

当社の従業員、役員及び取締役並びに相談役及び顧問（これらの用語は改訂1933年証券法（以下「証券法」という。）に基づく様式S-8又はそのいかなる後継様式（以下「様式S-8」という。）の目的において定義、解釈される。）は全員、本プランによりオプション、株式評価益受益権、制限株式、制限株式ユニット、業績連動報奨及びその他の株式ユニット報奨（以下、各々「報奨」という）を受領する資格を有する。本プランにより報奨を受領する各人は、「参加者」とみなされる。

3. 運営及び委任

(a) 取締役会による運営 本プランは取締役会が運営する。取締役会は、報奨を付与する権限を有し、ならびに本プランに関連する運営規則、ガイドライン、手順の採用、修正、廃止を適宜行う権限を有する。取締役会は、本プランの諸条件及び本プランに基づき締結された報奨契約を理解且つ解釈することができる。取締役会は、本プランを実施するにあたり便宜とみなされる方法で、また便宜がある限りにおいて、またかかる便宜の唯一にして最終的判断として、本プラン又は何らかのオプションに瑕疵があればこれを是正し、遺漏を補い、矛盾を調整することができる。取締役会による決定はすべて、取締役会のみ裁量でなされ、本プラン又は何らかのオプションに利害を有する、もしくは利害があると主張する者全員に対し拘束力をもつ最終的な決定である。取締役会から権限を委任された代行者は、本プランに関連して、又は本プランにより誠意をもってなされた措置又は判断についていかなる責任も負わない。

(b) 委員会の指名 準拠法に認められる限りにおいて、取締役会は、本プランによる権限の一部又は全部を、取締役会の1つ又は複数の委員会又は小委員会（以下「委員会」という）に委任することができる。本プランにおいて「取締役会」という場合は、取締役会のほか、本プランによる取締役会の権限を委員会又は役員に委任している限りにおいて、委員会又は第3節(c)でいう役員を意味する。

(c) 役員への委任 準拠法に認められる限りにおいて、取締役会は、当社の従業員若しくは役員又は当社の現在又は将来の子会社の従業員若しくは役員に対して報奨を付与する権限、並びに取締役会が決定する、本プランに基づきその他の権限を行使する権限を、当社の1名以上の役員に委任することができる。ただし、かかる役員が付与する報奨の諸条件（かかる報奨の行使価格を含む。また、行使価格が決定される公式を含み得る。）、及びかかる役員が付与し得る報奨の対象になる株式の数の上限は、取締役会が定めることとする。ただし、いかなる役員も、当社の「執行役員」（改正1934年米国証券取引法規則3b-7（以下「証券取引法」という）に定義される。）又は当社の「役員」（証券取引法規則16a-1に定義される。）に対して報奨を付与する権限を有さない。

(d) 非従業員取締役に対する報奨 非従業員取締役に対する任意の報奨は、そのメンバーの全員が独立取締役（ナスダック証券取引所（以下「ナスダック」という。）の市場規則第5605条(a)(2)において定義される。）で構成される委員会によってのみ付与及び運営されることができる。

4. 報奨で獲得できる株式の数

(a) 株式数 第11節に従って調整される場合があることを条件として、本プランに基づく報奨として付与できる株式の数は、額面\$0.16～2/3の当社普通株式（以下「普通株式」という）最大34,000,000株とする。発行が可能な普通株式34,000,000株は、(i)当社の株主が2006年ストック・インセンティブ・プランを最初に承認した2006年3月14日（以下「当初発効日」という。）に発行が可能となった普通株式15,000,000株（以下「当初株式」という。）及び(ii)当社の株主が修正・改訂ストック・インセンティブ・プランを承認した2014年3月12日（以下「修正発効日」という。）に発行が可能となった普通株式19,000,000株（以下「追加株式」という。）により構成される。¹さらに、第11節に従って調整される場合があることを条件として、取締役会による2006年ストック・インセンティブ・プランの当初採択日である2006年1月23日現在、1998年ストック・オプション及び2001年包括的ストック・オプションプラン（以下総称して「旧プラン」という。）に基づき発行済であったオプション残高の対象であったものの、行使前の当該オプションの終了又は満了の結果として、又はその範囲において、旧プランにより発行されていない株式に関しても、報奨を付与することが可能である。当初発効日及びそれ以後、旧プランに基づくオプションは発行されず、また旧プランは当初発効日現在、旧プランに基づき発行済であったオプションに対する適用を除き、終了した。

1 当初株式は、株式算定規則の条件に基づき、(1)オプション及び株式評価益受益権（以下「SAR」という。）による報奨の対象である株式は、当該報奨の対象となる各株式につき1株として株式限度数に対して考慮され、(2)オプション及びSARを除く報奨の対象である株式は、当該報奨の対象となる普通株式各1株につき3株として考慮される。追加株式及び修正発効日現在発行済であった報奨の対象ではない当初株式は、修正発効日以降に付与されたいかなる種類の報奨の対象となる普通株式各1株につき1株として考慮される。1株として数えられた報奨の対象となる株が、第4節(b)(2)に基づき本プランに返却された場合、適用ある各留保株式に1株が認められる。報奨の対象となる普通株式1株につき3株として考慮された報奨の対象株式が、第4節(a)に基づき本プランに返却された場合、適用ある各留保株式に3株が認められる。

(b) 株式の算定 本プラン及び第4節(c)の二次限度数に基づき付与されることが可能な報奨の対象となる株式の算定の目的において、

(1) SARの対象となる全ての普通株式は、本プランに基づく報奨の付与のために発行可能な株式数として考慮され、第4節(c)に含まれる二次限度数に対しても考慮されるものとする。ただし、(i)現金のみにより決済が可能なSARはこの限りではなく、(ii)当社が、同数の株式を対象とするSARと連動してオプションを付与し、そのいずれかのみが行使可能であることを定める場合（以下「連動SAR」という。）、連動SARの対象である株式ではなく、オプションの対象である株式のみが考慮され、いずれかの報奨の行使に関連しもう一方の報奨は取り消され、本プランに対して株式が返却されることはない。

(2) 何らかの報奨が、(i)完全に行使されずに満期又は終了、取消若しくは解約された場合、又は全部若しくは一部が喪失した場合（報奨の対象となる普通株式が契約上の買戻権にしたがって当初発行価格で当社が買い戻す場合によるものを含む。）、又は(ii)普通株式の発行に至らなかった場合（現金又は株式により決済可能なSARが実際に現金で決済された場合によるものを含む。）、当該報奨の対象となる普通株式のうち未使用分については、報奨の付与のために再度発行可能となる。ただし、(x)インセンティブ・ストック・オプションの場合、上記は内国歳入法に基づく制限事項の対象となり、(y)SAR行使の場合、プランに基づき発行可能な株式として考慮され、第4節(c)に含まれる二次限度数に対しても考慮される数は、行使により当該SARの決済に実際使用された株式数に関わらず、SARの対象となる株式全ての数に、実際に行使されたSARの割合を乗じたものとし、(z)連動SARの対象となる株式は、当該連動SARの満期又は終了において再度発行可能となることはない。

(3) 参加者により(i)報奨の行使において普通株式を購入するため又は(ii)オプション及びSAR（納税義務を生じせしめる報奨により獲得した株式を含む。）に関し最低法定源泉徴収義務を充足するために当社に対して提供される普通株式（実際の株式提供、認証又は正味分の行使によるもの）は、将来における報奨の付与のために発行可能な株式として再度考慮されることはない。疑義を避けるために付言すると、参加者によりオプション及びSAR以外の報奨（納税義務を生じせしめる報奨により獲得した株式を含む。）に関し最低法定源泉徴収義務を充足するために当社に対して提供される普通株式（実際の株式提供、認証又は正味分の行使によるもの）は、発行可能な株式として再度考慮されるものとする。

(4)報奨の行使による手取金を用いて当社により公開市場において買い戻される普通株式により、将来における報奨の付与のために発行可能な株式数が増加することはない。

(c) 二次限度数

(1)参加者一人当たりの限度数 第11節に基づく調整を条件として、本プランに基づき参加者に付与することのできるオプション及び株式評価益受益権の対象となる最大普通株式数は、当社の事業年度当たり2,000,000株とし、また本プランに基づき参加者に付与することのできる制限株式報奨、制限株式ユニット及びその他の株式ユニット報奨の対象となる最大普通株式数は当社の事業年度当たり1,000,000株であるとする。上記限度の目的上、株式評価益受益権とオプションの組み合わせは単一の報奨として取り扱われる。本第4項(c)(1)に定める参加者当たりの限度数は、内国歳入法第162条(m)又はこれを継承する規定及びこれに基づく規定（以下「第162条(m)」という。）に準拠して解釈、適用されるものとする。疑義を避けるために付言すると、本二次限度数の目的において報奨の対象となる各株式は、1株として考慮されるものとする。

(2)取締役に対する報奨の限度数 第11節に基づく調整を条件として、本プランに基づき、付与日現在当社の従業員ではない取締役が付与することのできる報奨の対象となる最大普通株式数は、当社の1事業年度当たり50,000株とする。疑義を避けるために付言すると、本二次限度数の目的において報奨の対象となる各株式は、1株として考慮されるものとする。

(d)代替報奨 何らかの事業体と当社の合併又は統合、もしくは当社による資産又は株式の買収に関連して、取締役会は、かかる事業体又はその関連会社が付与するオプション又はその他の株式若しくは株式に基づく報奨の代わりとなる報奨を付与することができる。代替報奨は、本プランの制限事項に拘らず、かかる状況において取締役会が適当とみなす諸条件にて付与することができる。代替報奨は、内国歳入法第422条及び関連規定を理由として要求される場合を除き、第4節(a)に規定される全体の株式限度数又は本プランに含まれるいかなる二次限度数に対して考慮されないものとする。

5. ストック・オプション

(a) 一般規定 取締役会は、普通株式購入オプション（以下「オプション」という。）を付与することができるが、その際各オプションの対象となる普通株式の数、及び各オプションの行使価額を決めることができるほか、連邦又は州の証券取引法に関連する条件を含め、取締役会が必要又は望ましいと判断するオプション行使の条件と制限事項を定めることができる。インセンティブ・ストック・オプション（下記に定義される。）は「非法定ストック・オプション」として指定されるものとする。

(b) インセンティブ・ストック・オプション 取締役会が内国歳入法第422条に定めるところの「インセンティブ・ストック・オプション」であることを意図したオプション（以下「インセンティブ・ストック・オプション」という。）だけが、アナログ・デバイス・インクの従業員、内国歳入法第424条(e)又は(f)で定めるところのアナログ・デバイス・インクの現在又は将来の親又は子会社の従業員、並びに内国歳入法に基づきインセンティブ・ストック・オプションを受領する資格を有するその他事業体の従業員に付与されるものとし、またかかるオプションは、内国歳入法第422条の要件に服するものとし、またこれに沿って解釈されるものとする。当社は、インセンティブ・ストック・オプションであることを意図したオプション（若しくはその一部）がインセンティブ・ストック・オプションでない場合、又は第12節(f)に従って取締役会が行った行為（インセンティブ・ストック・オプションの非法定ストック・オプションへの変換を含むがこれに限定されない。）に対して、参加者又はその他の者に対して、いかなる責任も負わないものとする。本プランに基づくインセンティブ・ストック・オプションにより発行され得る最大株式数は第11節に基づく調整後において15,000,000株であるものとする。

(c) 行使価格 取締役会は、各オプションを付与する時点で行使価額を定め、これを当該オプション付与契約書に明記することとする。ただし行使価額は、オプション付与日において現在の普通株式1株あたりの公正市場価額（以下「公正市場価額」という）の100%を下回るものであってはならない。本プランの目的上、「公正市場価額」とは、取締役会が定める（もしくは取締役会が承認する方法において決定される）公正市場価額を意味するものとする。

(d) オプションの期間 各オプションは、取締役会が当該オプション付与契約書において明記する時間に、また当該契約書に明記する諸条件に従って行使可能となるものとする。ただし、いかなるオプションも10年を超える行使期間を有さないものとする。

(e) オプションの行使 オプションは、適切な者により署名された行使通知書面を当社若しくはその代理人に提供することにより、又は取締役会が承認するその他の方法による行使の通知（電子通知含む）により、オプション行使の対象となる株式数に対する、第5節（f）の規定による全額支払いをもって行使することができる。

オプションの対象となる普通株式は、実務上可能な限り迅速に、以下の行使方法により提供される。

(f) 行使時の支払い 本プランによって付与されたオプションを行使することにより購入する普通株式の代金支払いは、次のように行うものとする。

(1) 現金、又は当社宛てに支払われる小切手

(2) 当該オプション付与契約に別段の定めのない限り、（i）行使価額及び必要とされる源泉徴収税の支払いに足る資金を当社にすみやかに納めるとする、信頼できる株式仲買人による取消不能の無条件の保証、又は（ii）行使価額、及び源泉徴収税があればそれも含めて、支払いに足る現金又は小切手を当社にすみやかに納めるようにとの、信頼できる株式仲買人に対する取消不能にして無条件の指図書のコピーを、参加者が当社に提出すること。

(3) 当該オプション付与契約に別段の定めのない限り、公正市場価値による、参加者が所有する普通株式による支払い（実際の株式提供か、認証によるものかを問わない。）。ただし（i）かかる支払い方法が準拠法で認められていること、（ii）当該普通株式が会社から直接取得したものである場合には、支払いまでに参加者が、6か月間又は取締役会がその裁量において定めるそれ以上の期間以上所有していること、及び（iii）当該普通株式が買戻、失権、未実現の権利確定又はその他の類似要件の対象となっていないことを条件とする。

(4) 取締役会がその裁量で認める場合、又は当該オプション付与契約書に規定のある場合又は当社により承認されている場合、取締役会が決めるその他の合法的な対価を支払うこと。

(5) 上記の許容される支払形態の組み合わせ。

(g) 価格再設定に関する制限 かかる行為が当社の株主により承認されない限り、当社は（第11節に定められる場合を除き）、(1)本プランに基づき付与されるいかなる発行済オプションも、かかる発行済オプションのその時点での1株あたり行使価格を下回る1株当たり行使価格を設定するために修正することはできず、また(2)いかなる発行済オプションも取り消すことができず（本プランに基づき付与されているか否かを問わない。）、またかかる取消の代替として本取消オプションのその時点での1株あたり行使価格を下回る1株あたり行使価格を有し、同じ又は異なる数の普通株式を対象とする新規報奨（第4節(d)に基づき付与される報奨を除く。）を本プランに基づき付与することはできず、(3)いかなる発行済オプションも、その時点での1株あたり公正市場価値を上回る1株あたり行使価格による現金支払いと交換で取り消すことができず、(4)本プランに基づき、ナスダック証券市場規則の意義の範囲における「価格再設定」を構成するその他のいかなる行為を行うことはできない。

(h) 権利の再設定の否定 本プランに基づき付与されたオプションは、原オプションの行使に関連してオプション保有者に自動的な追加オプションの付与の資格を与える規定を含まない。

6. 株式評価益受益権

(a) 一般規定 取締役会は、株式評価益受益権（以下「SAR」という。）からなる報奨を付与することができる。SARはその保有者に対し、その行使により、付与日及びそれ以後において、普通株式の公正市場価値において、当該評価益受益権を基準として決定される、普通株式若しくは現金又はそれらの組み合わせ（取締役会により当該報奨契約その他により明記される。）による金額を受領する権利を与えるものである。かかる評価益受益権又はその他の測定値が決定される日付は、行使日とする。

(b) 付与 株式評価益受益権は、本プランに基づき付与されるオプションと連動して、又はかかるオプションとは別個に、付与することができる。

(1) 連動型報奨 株式評価益受益権が、明白にオプションと連動して付与される場合、(i)株式評価益受益権は、関連オプションが行使可能となる（会社更生又は支配権の変更に関連して取締役会が指定する場合を除く）時又は回数及び度合いにおいてのみ行使可能となり、また関連オプションの行使のために必要とされる手続きに従って行使可能となる。(ii)株式評価益受益権は、関連オプションの終了又は行使により終了し、行使不可能となる。ただし、会社更生又は支配権の変更に関連して取締役会が指定する場合を除き、またオプションの対象となる全株式数を下回る数に関して付与された株式評価益受益権が、行使又は終了した関連オプションの対象株式数が当該株式評価益受益権の対象とならない株式数を超えるまで減じられない場合を除く。(iii)オプションは関連する株式評価益受益権の行使により終了し、行使不可能となる。及び(iv)株式評価益受益権は関連オプションと併せた形でのみ譲渡可能となる。

(2) 独立型SAR 明白にはオプションと連動して付与されていない株式評価益受益

権は、取締役会がSAR報奨に明記する時及び回数及び条件において行使可能となる。

(c) 付与価格 取締役会は、各SARの行使価格又は付与価格を設定し、適用される報奨契約にこれを明記するものとする。ただし、当該行使又は付与価格は、当該SARの付与日の普通株式1株当たりの公正市場価値の100%を下回らないものとする。

(d) SARの期間 各SARは取締役会が当該報奨契約に明記する時及び諸条件において行使可能となるものとする。ただし、いかなるSARの行使期間も10年を超えないものとする。

(e) 行使 株式評価益受益権は、取締役会が要求するその他の書面と共に、当社適切な者により署名された行使通知書面を当社若しくはその代理人に提供することにより、又は取締役会が承認するその他の方法による行使の通知（電子通知含む）により、行使することができる。

(f) 価格再設定に関する制限 かかる行為が当社の株主により承認されない限り、当社は（第11節に定められる場合を除き）、(1)本プランに基づき付与されるいかなる発行済SARも、かかる発行済SARのその時点での1株あたり行使価格を下回る1株あたり行使価格を設定するために修正することはできず、(2)いかなる発行済株式評価益受益権も取り消すことができず（本プランに基づき付与されているか否かを問わない。）、またかかる取消の代替として本取消株式評価益受益権のその時点での1株あたり行使価格を下回る1株あたり行使価格を有し、同じ又は異なる数の普通株式を対象とする新規報奨（第4節(d)に基づき付与される報奨を除く。）を本プランに基づき付与することはできず、(3)いかなる発行済SARも、その時点での1株あたり公正市場価値を上回る1株あたり行使価格による現金支払いと交換で取り消すことができず、(4)本プランに基づき、ナスダック証券市場規則の意義の範囲における「価格再設定」を構成するその他のいかなる行為を行うことはできない。

7. 制限株式

(a) 一般規定 取締役会は、取締役会により適用される報奨に明記される条件が又はかかる報奨について取締役会が設定した1又は複数の適用制限期間終わりまで、充足されない場合、当社が発行価格又はその他の額面価値又は規定価格において当該株式の一部又は全部を受領者から買い戻す権利を有することを条件として、普通株式を取得する権利を受領者に与える報奨（以下「制限株式」という。）を付与することができる。

(b) 契約条件 第7節(c)に従うことを条件として、取締役会は、権利確定及び失権及び発行価格がある場合はそれについての条件を含む、制限株式報奨の諸条件を決定するものとする。

(c) 配当 制限株式を保有する参加者は、かかる株式に適用ある譲渡及び没収に関する制限事項から免除された場合及びその際に限り、かかる株式に関して支払われる全ての配当（現金、株式又は財産のいずれにより支払われるかに拘らない。）（以下「未払配当」という。）を受領する権利を有する。未払配当の各支払は、当該クラスの株式の株主に対して配当金が支払われる暦年末までに行われなければならないが、それよりも後に行われる場合は、取締役会が別途規定しない限り、支払の対象となる制限株式の潜在株式に適用される譲渡及び没収に関する制限事項の消滅から3か月目の15日までに行われなければならない。

(d) 株券 当社は、制限株式報奨に関して発行された株券がある場合、かかる株券は、株式譲渡委任状の裏書を空白にした状態で、参加者により第三者預託を介して当社（若しくはその被指名者）に預託されることを求めることができる。適用制限期間の満了時、当社（若しくはその被指名者）は、かかる制限事項のなくなった株券を参加者に提供するか、又は参加者が死亡している場合は、取締役会が決定する方法で参加者により指名をうけた、参加者によるその死亡時に参加者の支払い金額又は行使権を受領する受益者（以下「指名受益者」）に対して提供するものとする。参加者による有効な指名がなされていない場合「指名受益者」は参加者の遺産管理人を意味する。

8. 制限株式ユニット

(a) 一般規定 取締役会は、制限株式ユニットからなる報奨を付与することができる。「制限株式ユニット」とは、参加者に付与された、当初帳簿記入により表象される、架空の普通株式を意味する。

(b) 契約条件 第8節(d)に従うことを条件として、取締役会は、権利確定及び失権及び発行価格がある場合はそれについての条件を含む、制限株式ユニットの諸条件を決定するものとする。各制限株式ユニットに関する権利確定及び/又はその他の制限事項の消滅にあたって、参加者は適用される報奨契約又はその他において取締役会が明記する数の普通株式又はかかる数の普通株式の公正市場価額に相当する現金を当社から受領する権利を得るものとする。取締役会は、その裁量において、制限株式ユニットの決済は強制的又は参加者の選択により繰り延べられる旨を規定することができる。

(c) 議決権 参加者は制限株式ユニットに関し議決権を有さないものとする。

(d) 配当 取締役会がその裁量において別途規定しない限り、制限株式ユニットの付与は、参加者に対し、発行済普通株式相当数に関して宣言且つ支払われる配当又はその他の分配に相当する金額（「配当相当物」）を受領する権利を与えるものではない。配当相当物（ある場合）は、現金及び/又は普通株式にて決済することができ、且つ制限株式ユニットと同一の譲渡及び没収に関する制限事項に服さなければならない。

9. 業績連動報奨

(a) 付与 本プランに基づく制限株式報奨、制限株式ユニット及びその他の報奨は、本第9節に基づくパフォーマンス目標値の達成を条件として付与され得る（以下「業績連動報奨」という。）。

(b) 委員会 対象従業員に対する業績連動報奨の付与は、内国歳入法第162条(m)における「業績に基づく報酬」（以下「業績に基づく報酬」という。）としての資格を有することを意図し、内国歳入法第162条(m)に基づく「業績に基づく報酬」として資格を有する報奨を付与する委員会において役務を提供する資格を有する2名以上の取締役のみによって構成される委員会（若しくは委員会の分科委員会）のみがこれを行うものとする。かかる報奨が対象従業員に対して付与される場合、取締役会又は委員会への言及は、かかる委員会又は分科委員会についての言及であるとみなされるものとする。「対象従業員」とは、内国歳入法第162条(m)(3)に基づく「対象従業員」である者を意味する。

(c) 業績目標値 業績に基づく報酬としての資格を有することを意図した報奨について、委員会は、付与、権利確定及び/又は配当支払の程度が、委員会の定める1つ以上の客観的な業績目標値の達成に服するものとし、またかかる目標値は、以下のうちいずれか、若しくは以下の組み合わせによる相対的又は絶対的な規定レベルの達成に基づくものとする旨を、適用報奨契約に明記するものとする。(a)純利益、(b)非継続事業、利息、法人税、減価償却その他控除前又は後収益、(c)非継続事業及び/又は税金控除前又は後営業利益、(d)売上高、(e)売上成長率、(f)収益成長率、(g)キャッシュフロー、フリーキャッシュフロー又はキャッシュポジション、(h)粗利益又は粗利益率、(i)株価、(j)市場シェア、(k)売上高、資産、持分又は投資利益率、(l)財務格付けの改善、(m)貸借対照表又は損益計算書上の目標達成、(n)総株主利益率、(o)製品発売スケジュール、(p)製品出荷ターゲット日、(q)顧客満足度、(r)製品デザイン・イン及び/又はデザイン・ウィン収益機会、又は(s)新製品開発技術革新。かかる業績目標値は、(i)特別項目、(ii)非継続事業の処分に関する利益又は損失、(iii)会計原則の変更による累積的影響額、(iv)資産の評価減、(v)株式報酬、及び(vi)事業再構築及び合理化計画のうち1つ又は複数を除外するために調整される可能性がある。かかる業績目標値は、(i)参加者ごとに異なり、報奨が異なる度に変更され得、(ii)参加者、事業体、子会社又は参加者が就業するその他の事業単位の部門、支店又はラインにとって特別な値であり得、委員会が定める期間を対象とするものであり得、並びに(iii)内国歳入法第162条(m)が規定する期間内に委員会により設定され、また別途同162条(m)の要件に準拠したものとする。業績に基づ

く報酬としての資格を有することが意図されない報奨は、これら業績目標値又は取締役会が決定するその他の業績目標値に基づく場合がある。

(d) 調整 本プランのいかなる規定にも拘らず、業績に基づく報酬としての資格を有することを意図した業績連動報奨に関し、委員会はかかる報奨にしたがって支払われる現金又は株式数を下方修正する可能性があり（上方修正はされない。）、また委員会は参加者の死亡又は身体障害の場合を除き、適用業績目標値の達成を放棄することはできない。

(e) 配当 取締役会がその裁量において別途規定しない限り、業績連動報奨の付与は、参加者に対し、配当相当物を受領する権利を与えるものではない。配当相当物（ある場合）は、現金及び/又は普通株式にて決済することができ、且つ業績連動報奨と同一の譲渡及び没収に関する制限事項に服しなければならない。

(f) その他 委員会は、当該報奨が業績に基づく報酬のための要件を全て充足するために必要且つ適切であるとみなされる、本第9節に基づく報奨に関するその他の制限事項を課す権限を有するものとする。

10. その他の株式ユニット報奨

(a) 付与 その他の普通株式報奨、普通株式への参照により当該報奨の全部又は一部につき評価を受ける報奨、又は別途普通株式又はその他財産に基づくその他の報奨が、本プランに基づき参加者に付与される可能性がある（以下「その他の株式ユニット報奨」という。）。その他の株式ユニット報奨には、受領対象者が、将来に提供される普通株式を受領する権利を与える報奨を含むがこれに限定されない。また、かかるその他の株式ユニット報奨は、本プランに基づき付与されるその他報奨の決済上の支払形態として、又は参加者がさもなければ受領する権利を有さない報酬に代わる支払いとして、利用することができるものとする。その他の株式ユニット報奨は、普通株式又は現金により支払うことができ、取締役会がこれについて決定する。本プランの規定に従うことを条件として、取締役会は、各その他の株式ユニット報奨の諸条件（当該報奨に適用される購入価格を含む。）を決定するものとする。

(b) 配当 取締役会がその裁量において別途規定しない限り、その他の株式ユニット報奨の付与は、参加者に対し、配当相当物を受領する権利を与えるものではない。配当相当物（ある場合）は、現金及び/又は普通株式にて決済することができ、且つその他の株式ユニット報奨と同一の譲渡及び没収に関する制限事項に服しなければならない。

11. 普通株式変更の調整及び特定のその他事項

(a) 株式資本の変更 株式分割、株式併合、株式配当、資本増強、株式合同、株式の種別変更、清算、スピンオフ、あるいは株式資本にその他同様の変更又は事象があった場合、もしくは普通株式所有者に対して通常の現金配当以外での配当がなされた場合は、(i) 本プランによって利用できる証券の数と種別、(ii) 第4節(b)に記載される株式算定規則、(iii) 第4節(c)に記載される二次限度数、(iv) 各既発行オプションの対象となる証券の数と種別及び1株当たりの行使価額、(v) 各株式評価益受益権の株式及び1株あたり情報の規定、(vi) 既発行の各制限株式報奨及び制限株式ユニットの対象となる1株あたり買戻し価格、及び(vii) 既発行のその他の株式ユニット報奨の株式及び1株あたり情報に関する規定は、取締役会が決定する限りにおいて、当社がしかるべく調整することとする（又は該当する場合は代替報奨が付与される。）。

(b) 組織変更及び支配権変更

(1) 定義

(a) 「組織変更」は次を意味する。

- (i) 当社普通株式の全部が、現金、証券その他の資産を取得する権利に転換されるか、もしくはかかる権利と交換されることにより、当社が他の事業体と合併すること、又は他の事業体に統合されること。
- (ii) 当社普通株式の全部が、株式交換に基づいて、現金、証券、その他の資産と交換されること。
- (iii) 当社の清算又は解散。

(b) 「支配権変更」は次を意味する。

- (i) 当社株式資本の受益所有権を、個人、事業体、又はグループ（修正1934年証券取引法第13条(d)(3)又は第14条(d)(e)（以下「証券取引法」という）の意義において）（以下「法人」という）が取得し、それによってかかる法人が、(x) その時点で発行済みの当社普通株式（以下「当社既発行普通株式」という）、もしくは(y) 一般に取締役の選任にあたり議決権が付与される、その時点で発行済みの当社議決権付証券（以下「当社既発行議決権付証券」という）のいずれかについて30%以上の受益株主（証券取引法により公布された規則13d-3の意義において）となる場合。ただし次の各号の取得は、本(i)の趣旨において支配権変更とはならない：(A) 当社からの直接の取得（当社、もしくは当社の証券引受人又は代理人から直接取得していない限り、当社普通株式又は議決権付証券を得るために行使可能な証券、又は当社普通株式又は議決権付証券に転換可能又は交換可能な証券の行使、転換又は交換に従って取得した場合を除く）、(B) 当社又は当社が支配する企業が資金援助又は維持する従業員福利プラン（又は関連するトラスト）による取得、(C) 企業合同（下記に定義）に従って何らかの企業が取得する場合で、本定義の(ii)の(x)及び(y)に当てはまるもの。
- (ii) 当社が関与する合併、統合、組織変更、資本増強又は株式交換、もしくは当社資産の全部又は大部分の売却ないしその他の処分がなされた場合（「企業合同」）。ただし、かかる企業合同の直後に次の2つの条件が満たされる場合を除く：(x) 当該企業合同の直前に、当社既発行普通株式及び当社既発行議決権付証券の受益所有者であった個人及び事業体の全部又は大部分が、当該企業合同の結果生ずる企業又は買収する企業（当該取引の結果として当社を所有する企業、もしくは当社資産の全部又は大部分を直接に、又は1社以上の子会社を通して所有する企業などを含む）（結果として生ずる企業又は買収する企業を、以下「買収企業」という）の、その時点での既発行普通株式、及び一般に取締役選任議決権が付与される既発行議決権付証券について、直接的であるか間接的であるかを問わず、それぞれ50%を超える受益株主を構成し、その比率が、当該企業合同直前の当社既発行普通株式及び当社既発行議決権付証券の所有比率とほぼ同じであること、(y) いかなる法人（買収企業、あるいは買収企業又は当社が維持又は資金援助する従業員福利プラン（又は関連トラスト）を除く）も、その時点での買収企業の既発行普通株式、又

は一般に取締役選任議決権が付与される既発行議決権付証券について、直接的であるか間接的であるかを問わず、30%以上の受益株主を構成していないこと（かかる受益所有権が当該企業合同以前に存在していた場合を除く）。

(iii) 当社の清算又は解散。

(c) 「相応の理由」とは、場合に応じて組織変更又は支配権変更以降の参加者の肩書き、権限又は職務の著しい縮小、場合に応じて組織変更又は支配権変更以降の参加者の現金年収の減少、又は参加者の主たる勤務地が現在の勤務地から50マイルより遠くに移る場合をいう。

(d) 「事由」とは、

(i) 参加者による故意の怠慢があり、当社がその者に対し重要な責務を遂行するよう通知した日から30日以内にかかる怠慢が是正されない場合、又は

(ii) 当社の評判を貶めるような、参加者による故意の職権乱用をいう。

(2) オプションへの影響

(a) 組織変更 組織変更（支配権変更を伴うか否かにかかわらず）が生じた時点で、又は組織変更に関する何らかの合意（支配権変更に至るか否かにかかわらず）を当社が結んだ時点で、取締役会は、買収企業又は後継企業（又はその関連会社）によって既発行オプションの全部が引き受けられるか、又は同等のオプションに代えられることを定める。ただし、支配権変更も伴う組織変更である場合には、オプションを証する文書、又は参加者と当社とが交わしたその他の契約に別段の定めのない限り、(A) オプションの対象となる株式でまだ権利が付与されていない株式の半分以上が、当該の組織変更の発生時にただちに行使可能となり、下記 (B) に従い、残る半分の株式については当該オプションに本来定められていた権利確定日程に従って引き続き権利が付与されるが、本来の各権利確定日に権利が付与されたはずの株式の半数はそれ以降の各権利確定日に権利が付与されることとし、さらに (B) 引き受けられた、又は代替のオプションは、組織変更完了日の1年後までに、参加者と当社もしくは買収企業又は後継企業との雇用関係が参加者の相応の理由により終了する場合、また当社もしくは買収企業又は後継企業が事由なく参加者を解雇する場合は、全部が即時行使可能となる。普通株式所有者が組織変更完了日直前に所有していた各普通株式について組織変更の結果として受領する対価（現金、証券又はその他の資産）を取得する権利が、組織変更完了日直前のオプションの対象となる各普通株式に対して組織変更完了後にオプションによって付与される場合、本文書の趣旨において、かかるオプションは引き受けられたものとみなされる（普通株式所有者が対価を選択できる場合、オプションによって取得できる対価は、既発行普通株式の過半数の所有者が選択した種類の対価となる）。ただし、組織変更の結果として受領する対価が買収企業又は後継企業（又はその関連会社）の普通株式だけで構成されていない場合、当社は買収企業又は後継企業の同意を得て、オプション行使時に受領する対価が、組織変更の結果として既発行普通株式所有者が受領する1株当たり対価に適正市場価格において相当する、買収企業又は後継企業（又はその関連会社）の普通株式のみで構成されるものとなるよう定める。

上記にかかわらず、買収企業又は後継企業（又はその関連会社）が、かかるオプションの引き受け、又は代替に同意しなかった場合、取締役会は参加者への通知書により、組織変更前のある時点でオプションの全部が行使可能となり、組織変更完了前に参加者が行使した分を除き、組織変更完了直前に終了となることを定める。ただし、組織変更によって普通株式所有者が放棄する各普通株式について組織変更完了時に現金を受領する条件になっている場合には（以下「取得価格」という）、取締役会は、当該の組織

変更完了時に既発行オプションの全部が終了し、各参加者はそれと引き換えに、（A）既発行オプションの対象となる普通株式の数（その時点で行使可能であるか否かを問わず）に取得価格を乗じ、（B）当該オプションの行使価額合計を上回る分があれば、それに相当する現金の支払いを受けるよう定めることができる。オプションの一部又は全部が、本段落1文目によってのみ行使可能となった場合に限り、当該オプションの行使時に参加者が受領する株式については、当社又はその後継企業がオプション行使価額で買い戻す権利を有する。かかる権利は、当該オプションが本来の条件で行使可能となった場合と同じ日程で失効し、本段落1文目に関係なく本来の条件で行使可能となったオプション対象の株式には適用されない。

（b）組織変更を伴わない支配権変更 組織変更を伴わない支配権変更があった場合は、オプションを証する書類、又は参加者と当社とが交わしたその他の契約に別段の定めがない限り、かかるオプションの権利確定の日程は一部繰り上げられ、本来は支配権変更日以降初めて権利が付与される株式数の半数が即時行使可能となる。残る半分の株式については、本来であれば株式数の半数がそれ以降の各権利確定日に権利が付与されることを伴う当該オプションに定められた本来の権利確定の日程に従い引き続き権利が付与されるものとする。ただし、支配権変更完了日から1年後までに、参加者と当社、買収企業又は後継企業との雇用関係が参加者の相応の理由により終了した場合、もしくは当社、買収企業又は後継企業が事由なくして参加者を解雇した場合には、当該オプションの全部が即時行使可能となる。

（3） 制限株式報奨への影響

（a）組織変更 組織変更があった場合（支配権変更を構成するか否かを問わない。）は、発行済の各制限株式に基づく当社の買戻しその他権利は、当社の後継企業の利益のために効力を生じ、また、当該権利にかかる制限株式報奨に適用されるものと同程度及び同方法において、かかる組織変更にしたがって普通株式が変換又は交換された現金、証券その他資産に適用されるものとする。

（b）支配権変更 支配権変更があった場合（組織変更を構成するか否かを問わない。）は、制限株式報奨を証する書類、又は参加者と当社とが交わしたその他の契約に別段の定めがない限り、且つ本プランにおける相反するいかなる内容にも拘らず、かかる制限株式報奨の権利確定の日程は一部繰り上げられ、本来は支配権変更日以降初めて権利が付与される株式数の半数が即時行使可能となる。残る半分の株式については、下記に従うことを条件として、本来であれば株式の半数がそれ以降の各権利確定日に権利が付与されることを伴う当該オプションに定められた本来の権利確定の日程に従い引き続き権利が確定するものとする。更に、支配権変更完了日から1年後までに、参加者と当社、買収企業又は後継企業との雇用関係が参加者の相応の理由により終了した場合、もしくは当社、買収企業又は後継企業が事由なくして参加者を解雇した場合には、当該各報奨は即時行使可能となる。

（4） 制限株式ユニット報奨への影響

（a） 組織変更 組織変更（支配権変更を伴うか否かにかかわらず）が生じた時点で、取締役会は、買収企業若しくは後継企業（又はその関連会社）によって既発行制限株式ユニット報奨の全部が引き受けられるか、又は制限株式ユニットを提供する同等の報奨に代えられることを定める。ただし、支配権変更及び米国財務省規則第1.409A-3条(i)(5)(i)の意義における「支配権変更」の双方も伴う組織変更である場合には、報奨を証する文書、又は参加者と当社とが交わしたその他の契約に別段の定めのない限り、（A）組織変更の後で権利を付与される制限株式ユニット半数が、当該組織変更の完了時に全部が即時権利確定し、下記（B）に従い、残る半数の権利未確定の制限株式ユニットについては当該制限株式ユニット報奨に本来定められていた権利確定日程に従って引き続き権利が付与されるが、本来の各権利確定日に権利が

付与されなかった制限株式ユニットの半数はそれ以降の各権利確定日に権利が付与されることとし、（B）引き受けられた又は代替の制限株式ユニットは、組織変更完了日の1年後までに、参加者と当社又は買収企業若しくは後継企業との雇用関係が参加者の相応の理由（下記本第11節(b)(4)(c)に定義される。）により終了する場合、また当社又は買収企業若しくは後継企業が事由なく参加者を解雇する場合は、全部が即時権利確定する。普通株式所有者が組織変更完了日直前に所有していた各普通株式について組織変更の結果として受領する対価（現金、証券又はその他の資産）を権利確定及び転換時に受領する権利が、組織変更完了日直前の各制限株式ユニットに対して組織変更完了後に制限株式ユニット報奨によって付与される場合、本文書の趣旨において、かかる制限株式ユニット報奨は引き受けられたものとみなされる（普通株式所有者が対価を選択できる場合、既発行普通株式の過半数の所有者が選択した種類の対価となる）。ただし、組織変更の結果として受領する対価が買収企業若しくは後継企業（又はその関連会社）の普通株式だけで構成されていない場合（又は普通株式所有者が対価を選択できる場合で既発行普通株式の過半数の所有者が選択した種類の対価が買収企業若しくは後継企業の普通株式ではない場合）、当社は買収企業又は後継企業の同意を得て、制限株式ユニットの権利確定及び転換時に受領する対価が、組織変更の結果として既発行普通株式所有者が受領する1株当たり対価に適正市場価格において相当する、買収企業若しくは後継企業（又はその関連会社）の普通株式のみで構成されるものとなるよう定めることができる。

上記及び本制度に記載されるいかなる相反する内容にかかわらず、買収企業若しくは後継企業（又はその関連会社）が、制限株式ユニット報奨の引き受け若しくは代替に同意しなかった場合、又は当社の清算若しくは解散の場合、取締役会は参加者への通知書により、（A）組織変更直前に第409条Aから免除されるその時点で権利未確定の制限株式ユニットの全部が権利確定することを定める。ただし、当該組織変更によって普通株式所有者が放棄する各普通株式について組織変更完了時に現金の支払いを受領する条件になっている場合には（以下「取得価格」という）、取締役会は、当該組織変更完了時に当該権利未確定の制限株式ユニットの全部が終了し、参加者はそれと引き換えに、当該権利未確定の制限株式ユニットに基づいて発行可能な普通株式の数に取得価格を乗じた金額に相当する現金の支払いを受けるよう定めることができる。さらに、（B）第409条Aから免除されないその時点で権利未確定の制限株式ユニットの全部が、当該組織変更が米国財務省規則第1.409A-3条(i)(5)(i)の意義における「支配権変更」でもある場合には上記（A）に従う制限株式ユニットと同方法で取り扱われ、そうでない場合には権利未確定の制限株式ユニットについていかなる支払いも行わず組織変更時点で終了するよう定めるものとする。

（b）組織変更を伴わない支配権変更 組織変更を伴わない米国財務省規則第1.409A-3条(i)(5)(i)条の意義における「支配権変更」でもある支配権変更があった場合は、報奨を証する書類、又は参加者と当社とが交わしたその他の契約に別段の定めがない限り、（A）支配権変更後に権利が付与される制限株式ユニットの半数が支配権変更完了時点で全部が即時権利確定し、転換され参加者に付与され、下記（B）に従い、残る半数の権利未確定の制限株式ユニットの株式については当該制限株式ユニット報奨に本来定められていた権利確定日程に従って引き続き権利が付与されるが、本来の各権利確定日に権利が付与されなかった制限株式ユニットの半数はそれ以降の各権利確定日に権利が付与されるものとし、（B）当該制限株式ユニット報奨は、支配権変更完了日から1年後までに、参加者と当社との雇用関係が参加者の相応の理由（以下本第11節(b)(4)(c)に定義される。）により終了した場合、若しくは当社が事由なくして参加者を解雇した場合には、全部が即時権利確定するものとする。

（c）本制度本第11節(b)(4)の目的上の「相応の理由」の定義

- (i) 2009年12月10日以前に付与された制限株式ユニット報奨については、「相応の理由」は、本制度本第11節(b)(1)(c)に定義された相応の理由をいう。
- (ii) 2009年12月10日より後に付与された制限株式ユニット報奨については、「相応の理由」は、場合に応じて当該組織変更若しくは支配権変更以降の参加者の肩書き、権限又は職務の著しい縮小、場合に応じて当該組織変更若しくは支配権変更以降の参加者に支払われるべき現金年収の重大な減少、又は参加者の主たる勤務地が当該組織変更若しくは支配権変更直前の勤務地から50マイルより遠くに移る場合をいう。当該事由又は状況の発生にもかかわらず、当該発生は、(x)参加者が当該事由又は状況が当初存在してから90日以内に当社に終了の通知を行い、(y)当該事由又は状況が当社が当該通知を受領後30日以内に当社によって完全に是正されておらず、かつ(z)参加者の終了が当該通知の当社の受領後60日以内でない限り、相応の理由を構成するとはみなされない。

(5) 株式評価益受益権及びその他の報奨への影響 取締役会は、SAR又はその他の株式ユニット報奨における組織変更及び支配権の変更について、かかる報奨付与時に報奨に明記することができる。

12. 報奨に適用される一般規定

(a) 報奨の譲渡 報奨を付与された者は、遺言又は遺産相続法による場合を除き、又はインセンティブ・ストック・オプションの場合以外では、正当な家庭裁判所命令に準ずる場合を除き、自らの意思、又は法の執行により、報奨の売却、割当て、譲渡、質入れ、又は担保とすることはできず、参加者の生存中は、参加者のみが報奨を行使することができる。ただし、参加者の直近の家族、家族信託、又は参加者及び/又は直近の家族の利益のために専ら設立された同属組合に対して、又はその利益のために、参加者が報奨を無償譲渡したい場合、その譲受人に関し、改訂1933年証券法におけるかかる報奨の対象となる普通株式売却の登録届出書様式S-8を使用する資格を当社が有する場合、取締役会はかかる報奨において無償譲渡を認め、これを提供することができる。ただし、当社は、参加者及び認可された譲受人が、その譲渡の条件として、当社に対し、形式、内容ともに申し分のない文書にてその譲受人が本報奨の全ての諸条件に拘束される条件に準ずるものであることを確認する旨当社に通知するまで、そのような譲渡について認識することを要求されるものではない。参加者についての言及は、文脈において適切な限り、認可をうけた譲受人も含むものとする。

(b) 文書化 各報奨はすべて取締役会の定める形式（文書、電子版その他）に則り記録を残すこととする。各報奨は本プランに明記のもの以外の条件を含むことがある。報奨合意書と本プランの間に不整合部分があった場合、本プランを適用することとする。

(c) 取締役会の裁量 本プランに別段の定めのない限り、各報奨は個別に、もしくは他の報奨に追加又は関連して付与することができる。各褒章の諸条件が同一である必要はなく、取締役会が参加者を一律に扱う必要はない。

(d) 地位の終了 取締役会は、参加者の身体障害、死亡、退職、正規の休職その他の雇用変更、あるいはその他の地位変更による報奨への影響を判断し、どれだけの範囲で、またどれだけの期間、報奨保有者、その法定代理人、遺産管財人、後見人又は指定受益者が報奨による権利を行使できるかを定めるものとする。

(e) 源泉徴収 参加者は、当社が現金、株券を提供する又はさもなければ報奨に基づき普通株式の所有を認識する前に、全ての適用ある連邦、州、地方、外国又はその他の所得税、雇用税、給与税又は社会税の源泉徴収義務を充足しなければならない。当社は、給与、賃金又はその他参加者に対するいかなる支払い（報奨の行使、権利確定又は報奨失効の解除により獲得した株式の売却からの手取金を含む。）から税金を控除または源泉徴収することにより源泉徴収義務を充足することを決定することができる。当社がその他の報酬からの源泉徴収をすることを選択しない、または源泉徴収ができない場合、参加者は、源泉徴収に必要な金額（ある場合）を全額、当社に対して支払う、又は株式売買仲介業者に源泉徴収義務に相当する金額の現金を当社に対して提供させるものとする。源泉徴収義務の支払は、報奨の行使、権利確定又は報奨失効の解除において当社が株式を発行する前又は当社がその他取決めない限りは、行使価格又は購入価格の支払と同時に行為されるものとする。当該の報奨に規定される場合又は取締役会がその裁量において承認する場合、参加者は、かかる最低法定源泉徴収義務の全部又は一部を、納税義務を生じせしめた報奨で取得した株式を含め、公正市場価値で評価される普通株式（実際の株式提供か、認証によるものかを問わない。）で納税することができる。ただし、取締役会で別途規定のない限り、株式によって納税義務を果たす場合の源泉徴収税総額が、当社の法定源泉徴収義務の最低額を超えることはできない（雇用税、給与税又は社会税を含め、かかる追加課税所得に適用される連邦、州、地方若しくは外国又はその他の税の趣旨による最低法定源泉徴収率に準拠）。ただし、納税義務を生じせしめる報奨から獲得した株式に関して、かかる普通株式が直接当社から取得された場合は、参加者により6か月間又は取締役会がその裁量において定めるそれ以上の期間にわたり所有されなければならない。最低法定源泉徴収義務の充足のために用いられた株式は買戻し、追徴金、不履行の受給その他同様の支払いの対象としてはならない。

(f) 報奨の修正 第5節(g)及び第6節(f)に定める場合を除き、取締役会は、既発行報奨を修正、変更又は終了することができる。これには、例えば、同じ又は異なる種類の別の報奨との代替、行使日又は換金日の変更、インセンティブ・ストック・オプションから非法定ストック・オプションへの変換などが含まれるがこれらに限定されない。ただし、かかる措置については、関連する措置も考慮に入れたうえで報奨保有者に重大な悪影響が及ばないと取締役会が判断する場合を除き、参加者の同意を必要とする。

(g) 株式引渡しの条件 当社は、(i) 当該報奨の条件のすべてが当社の満足のいかに満たされるまで、あるいは除外されるまで、(ii) 当社顧問弁護士の意見において、適用される証券取引法、株式取引法、又は株式市場の規則・規定を含め、当該株式の発行と引渡しに関連するその他の法的事項が満たされるまで、(iii) 適用される法律、規則又は規定の要件を履行するうえで当社が適切と判断する表明書又は契約書を参加者が作成し、当社に提出するまでは、本プランに従って普通株式を発行する義務、もしくは本プランによりすでに引渡されている株式から何らかの制限事項を排除する義務を負わない。

(h) 権利確定日の繰上 本プランにおける相反するいかなる内容にも拘らず、取締役会は、報奨の一部又は全ての制限及び条件が取り除かれ、報奨の全部又は一部が即時行使可能となる、又は報奨の全部又は一部が別途実現可能となるようにいつでも規定できる。

13. 雑則

(a) 雇用その他の地位の権利は付与されないこと いかなる者も報奨付与にかかる請求権又は権利はもたないものとする。また報奨の付与は、参加者に対し、当社との雇用継続その他関係に対する権利を与えるものとして解釈されるものではない。当社は、該当する報奨に明白に規定されていない限り、本プランによる責任又は請求権とは無関係に、いつでも参加者を解雇する又は参加者との関係を終了する権利を明白に留保する。

(b) 株主としての権利の否定 該当する報奨の規定に従うことを条件として、いかなる参加者又は指定受益者も、当該株式の名簿登録株主となるまでは、報奨に関連して配分される普通株式に伴う株主の権利はもたない。上記に拘らず、当社が株式配当により普通株式の分割を行い、当該オプションの対象となる株式の行使価額及び株式の数を配当日（配当基準日ではなく）をもって調整する場合、かかる株式配当の基準日の営業終了時から配当日の営業終了時の

間にオプションを行使するオプション保有者は、株式配当基準日の営業終了時に当該株式が未発行であっても、当該オプションの行使により取得できる普通株式に関連し、株式配当を配当日に受領する資格がある。

(c) 本プランの発効日と期間 2006年ストック・インセンティブ・プランは、当初発効日に有効になった。修正・改訂済2006年ストック・インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）は、2013年12月12日の取締役会において承認され、修正発効日に有効になった。いかなる報奨も、修正発効日から7年経過後に付与されないが、それ以前に付与された報奨については、当該7年以降も延長することができる。

(d) 本プランの修正 第5節(g)及び第6節(f)に記載されるものをのぞき、取締役会はいつでも、本プランの全部又は一部を修正、一時停止又は終了することができる。ただし、(i)内国歳入法第162条(m)に求められる範囲において、かかる修正日後内国歳入法第162条(m)に準拠することを意図し参加者へ付与された報奨は、内国歳入法第162条(m)により求められる場合はかかる修正に関し当社株主への承認（内国歳入法第162条(m)に基づき求められる議決を含む。）が得られない限り、また得られるまで、行使、換金又は権利確定が可能とならない。(ii)ナスダック規則において株主承認が求められる修正は、かかる修正が当社株主により承認されない限り、また承認されるまで発行することはできない。(iii)ナスダックがコーポレート・ガバナンス規則を修正し、これによりかかる規則が株式報酬プランもはや当該規則修正発効日及びそれ以後において、株式報酬プランに対する「重大な変更」について株主承認を求めなくなった場合、本プランへの修正で、(A)本プランに基づく授権株式数を大幅に増加させるもの（第11節によるものを除く。）、(B)本プランに基づき付与され得る報奨の種類を拡大するもの、又は(C)本プランに参加する資格を有する参加者のクラスを大幅に拡大するものは、株主承認が取得されない場合発効されないものとする。さらに、内国歳入法第422条又はインセンティブ・ストック・オプションに関する承継規定に基づきその他の変更又は修正に関して当社の株主の承認が求められる場合はいかなるときも、取締役会はかかる承認の取得なしにはかかる変更又は修正を発効することはできない。

(e) 国外参加者に対する付与 取締役会は、税金、証券、通貨、従業員福利及びその他事項に関するかかる外国法域の法、規則、規定又は慣習の差異を認識するため、外国籍又は米国外で雇用されている参加者に対し付与される報奨を修正するか、又は本プランに基づく下位プラン若しくは手順を定めることができる。

(f) 第409条A

(1)取締役会が現金支払又は普通株式引渡しの授受の繰延を許容又は求める場合、及び、内国歳入法第409条A（以下「第409条A」という。）の対象となる報奨付与の場合、これらは第409条Aの要件に沿ったものとするのが当社の意図である。ただし、当社は参加者に対し、報奨がかかる要件に沿っていることに対するいかなる保証もなさない。

(2)本プランに基づき付与された又は発行済の各報奨には、第409条Aに準拠する目的で（及び第409条Aから免除されることなく）、以下の条項が適用される。(i)第409条Aの目的において、かかる各報奨に基づく株式又は現金の提供はそれぞれ、個別の支払として取扱われる。(ii)報奨又は本プランのいかなる相反する内容にも拘らず、参加者又は当社のいずれも、第409条Aにより認められる又は別段の定めがない限り、報奨に基づく現金若しくは株式の提供を、報奨において特定される日以外に繰上げる又は繰延べることはない。(iii)参加者が第409条Aの意義における当社の「特定従業員」になり、かかる各報奨に基づき提供される株式又は現金のいずれかが、第409条Aの意義における「離職」が原因で提供される場合、離職後6か月間のうちに提供されたであろういかなる株式又は現金は、離職後6か月と1日目に提供されるものとし、残存するいかなる株式又は現金の提供は、報奨の条件に従うものとする。

(3)第13節(f)(2)(iii)に拘らず、2009年12月10日以前に、参加者が第409条Aに準拠する目的で（及び第409条Aから免除されることなく）報奨を付与され、参加者が第409条Aの意義における当社の「特定従業員」になり、かかる各報奨に基づき提供される株式又は現金が、第409条Aの意義における参加者の「離職」が原因で提供される場合、第13節(f)(iii)に代わり、離職後6か月間のうちに提供されたであろういかなる株式又は現金は、(i)離職後6か月と1日目、又は(ii)2010

年7月1日、のいずれか遅い方において提供されるものとし、残存するいかなる株式又は現金の提供は、報奨の条件に従うものとする。

(g) 準拠法 本プランの規定及び本プランにより付与される全ての報奨は、マサチューセッツ州法に準拠し、解釈されるものとする。ただし、当該州以外の管轄法の適用を求める、当該州の法選択の原則の場合はこの限りでない。

最終更新日：2013年12月12日

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

事業等のリスクについて

本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について、当該外国会社報告書の提出日（2014年2月27日）以後、本有価証券届出書を本来提出すべき日である2014年2月27日までの間に於いて重大な変更は生じていない。

また、当該外国会社報告書及びその補足書類に記載された将来に関する事項は、本有価証券届出書を本来提出すべき日である2014年2月27日において判断した事項である。

第四部 【組込情報】

- (1) 外国会社報告書及びその補足書類 平成26年2月27日 関東財務局長に提出
(自平成24年11月4日至 平成25年11月2日)

尚、上記外国会社報告書及びその補足書類（平成26年2月27日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし